

## 議第98号

## 京都市伏見区総合庁舎整備等事業実施契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条の規定により、京都市伏見区総合庁舎整備等事業の実施について、次のように契約を締結する。

平成19年9月6日提出

京 都 市 長      梶   本   頼   兼

事 業 名	京都市伏見区総合庁舎整備等事業
事 業 の 方 式	京都市伏見区総合庁舎の設計、建設、所有権の移転及び維持管理並びに現庁舎の解体撤去
事 業 の 場 所	京都市伏見区鷹匠町、東組町、今町及び竹中町
契 約 金 額	6,445,179,258円
契 約 の 相 手 方	京都市伏見区土橋町350番地 株式会社京伏水
契 約 期 間	市会の議決があった日から平成36年3月31日まで

## 提案理由

京都市伏見区総合庁舎整備等事業を実施するため、契約を締結する必要があるので提案する。